

福井大学医学部附属病院の 院内感染対策指針

平成 19 年 6 月 1 日 病院長裁定 直近改正 平成 20 年 1 月 1 日

1 院内感染対策に関する基本的考え方

医療従事者は、患者に最適な環境を提供しなければならない。患者及び病院関係職員が生物感染を受けないよう、最大の努力をする義務を有している。そのためには感染防止の基本的知識を理解し、科学的根拠にもとづく日常の感染対策、感染症発症時の迅速な対応などを実践していく必要がある。院内感染の発生を防止していくためには、感染症の原因となる病原微生物の特徴を十分に理解し、対処していくことが重要である。特に微生物の感染源、感染経路を把握し、感染源に対する対策を行い、感染経路の遮断を行うことは感染管理の基本となる。安全な医療を実施するために感染対策としての標準予防策（スタンダードプリコーション）に加え、微生物の主要な感染経路を「接触」「飛沫」「空気」に分類し、それぞれの感染経路を遮断するための感染経路別予防策を行っていくものである。

2 院内感染対策に関する管理体制

本院では、医療の提供に際し、院内感染の防止並びに感染の拡大防止及び再発防止を図ることが責務であることを踏まえ、次の委員会等を設置し、院内感染対策の体制を整えている。

- (1) 感染対策委員会は、病院全体として感染対策を確立し医療の安全性の向上に関する各種の重要事項を審議し決定する機関である。
- (2) 感染制御部は、院内感染対策の実務を担当し、感染症に関わるサーベイランス、コンサルテーション、感染対策指導、感染対策関連のマニュアルの整備、医療従事者への教育、研究活動を行う機関である。
- (3) 感染対策委員は、所属する各部門の感染症情報を把握し、感染制御部に報告する。また、感染対策委員会の決定事項について、所属職員に周知徹底を図る。
- (4) リンクナースは、様々な院内感染対策を実践するために、看護師の立場から対応する組織である。感染管理看護師長と連携し、各看護単位の感染対策上の問題を抽出し実践する。
感染対策委員会の決定事項、院内感染対策マニュアルの浸透を図る。
また、サーベイランスの実施を行い感染対策に関する業務改善を行うとともに定期的にリンクナース連絡会を開催し、協議等を行う。

3 職員研修に関する基本方針

病院関係職員の感染対策に関する意識の高揚及び医療の質の向上を図るため、感染管理に関する研修を年 2 回以上実施する。

4 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の拡大を防止するためには、病院内あるいは病院外で発生し交差感染をきたし得る感染症に関する情報を収集し、経路の分析・拡大防止策について検討を行い、その防止策について病院関係職員全員にフィードバックして周知徹底を行う「感染症管理システム」を確立することにより院内感染の予防及び拡大防止を図る。また、病院関係員が感染症を報告しやすい環境を整える。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

病院関係職員は、常日頃患者の感染予防のために最善を尽くしているが、院内感染が発生した場合は、病院全体の組織として判断を行い、迅速かつ適切な対応を行う。

6 指針の閲覧に関する基本方針

患者が安心して医療を受けられるために、「福井大学医学部附属病院の院内感染対策指針」について、指針の趣旨とその内容を公開し、閲覧に供するものとする。

7 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策を推進するため、随時「院内感染対策マニュアル」の見直しを図り、新しい情報を提供する。

福井大学医学部附属病院の医療に係る 安全管理指針

平成 16 年 4 月 1 日 病院長裁定 直近改正 令和 6 年 9 月 1 7 日

1 医療に係る安全管理の基本的考え方

医療上の事故のない安全な医療を行うために、本院の医療従事者は最大限の注意を払いながら患者の診療にあたっている。しかし、「人間はエラーを起こすものである。」との前提に基づき、医療現場においてミスを起こさない環境を整えるとともに、患者の安全を確保し未然に事故を防止するための患者安全のシステムを確立することが必要である。本院では、医療に係る安全管理及び医療上の事故防止に関し病院長を中心に病院全体で取り組み、患者が安心して医療を受けられるために病院関係職員の質の向上を目指すとともに、医療上の事故等の未然防止を目指すものである。

2 医療に係る安全管理の体制

本院では、医療の提供に際し、安全を確保し未然に事故を防止することが当然の責務であることを踏まえ、次の委員会等を設置し、医療に係る安全管理の体制を整えている。

- (1) 医療安全管理責任者 { 副病院長 (医療安全担当) } は、医療安全管理委員会、医療安全管理部、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括する。
- (2) 医療安全管理委員会は、病院全体として各部門の壁を越えて医療上の事故防止・医療の安全性の向上に関する各種の重要事項を審議し決定する機関である。
- (3) 緊急性判断会議は、オカレンス報告システムにより報告された影響レベル 3b 以上の医療上の事故について、緊急にオカレンス審議委員会を開催するかどうかを判断する機関である。
- (4) オカレンス審議委員会は、緊急性判断会議で判断した医療上の事故について、調査・分析及び対応を審議する機関である。
- (5) 事故外部検証委員会は、オカレンス審議委員会が必要と認めた医療上の事故について外部専門家を含め、原因を調査し、再発防止対策を検討する機関である。
- (6) 医療安全管理部は、オカレンス情報の収集、調査、分析を行い、根本原因を究明し、その具体的な医療上の事故防止対策を図る組織で以下の業務を基準とする。
 - 1 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録する。
 - 2 医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録する。
 - 3 医療安全対策に係る取組の評価等を行うため医療安全管理委員会の構成員及び各部門の管理担当者が参加するカンファレンスを週 1 回程度開催する。
- (7) リスクマネージャー会議は、医療安全管理委員会の決定事項をリスクマネージャーに周知徹底を図り、また、リスクマネージャーから医療上の事故防止のための意見を収集する機関である。
- (8) ゼネラルリスクマネージャー (医療安全管理者) は、医療安全管理部に所属し、以下の業務を行う。
 - 1 医療安全管理部の業務に関する企画立案及び評価を行う。
 - 2 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する。
 - 3 各部門におけるリスクマネージャー (医療事故防止担当者) への支援を行う。
 - 4 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行う。
 - 5 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施する。
 - 6 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する。
 - 7 その他職員に対し医療に係る安全管理に関する意識の向上や指導を行う。
- (9) 医薬品安全管理責任者は、医薬品の使用に係る安全管理のための業務を行う。
- (10) 医療機器安全管理責任者は、医療機器の使用に係る安全管理のための業務を行う。
- (11) リスクマネージャーは、所属する各部門のオカレンス情報を把握し、所属長および医療安全管理部に報告する。また、医療に係る安全管理に関する事項について、所属職員に周知徹底を図る。
- (12) 組織横断的診療に関わる医療チームは、オカレンス報告システムにより報告された影響レベル 3b 以上の特定の疾患分野の医療上の事故について、専門医の立場から診療支援及び助言を行う組織である。

3 職員研修に関する基本方針

病院関係職員の医療に係る安全管理に関する意識の高揚及び医療の質の向上を図るため、医療安全管理に関する研修を年 2 回以上実施する。

4 医療に係る安全確保の改善方策に関する基本方針

医療上の事故を防止するためには、病院内で発生したすべてのオカレンスに関する情報を収集し、原因の分析改善策について検討を行い、その改善策について病院関係職員全員にフィードバックして周知徹底を行う「オカレンス報告システム」を確立することにより再発防止を図る。また、病院関係職員がオカレンスを報告しやすい環境を整える。

5 医療上の事故等発生時の対応に関する基本方針

病院関係職員は、常日頃患者の生命を守るために最善を尽くしているが、医療上の事故が発生した場合は、病院全体の組織として判断を行い、医療行為の倫理性、透明性を確保し、迅速かつ適切な対応を行う。また、医療上の事故等発生時には、医療上の最善の処置を講ずることはもとより、病院長への報告、患者及び家族への説明等、誠意を持って対応するとともに、公表するにあたっては、プライバシー保護に十分配慮する。具体的には「医療安全管理マニュアル」の医療上の事故発生時における対応に沿って対応にあたるものとする。

6 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針 (患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む。)

患者が安心して医療を受けられるよう医療従事者と患者との間で情報を共有するために、福井大学医学部附属病院ホームページ上に本院の医療安全への取り組み及び医療に係る安全管理指針を掲載するものとする。
また、医療従事者と患者とが診療に関する情報を共有するために、患者の申し出により、診療情報を積極的に提供するものとする。

7 相談への対応に関する基本方針

患者からの相談に適切に対応するために、院内に患者相談窓口を設置し、相談に応じることができる体制を確保するものとする。また、相談により患者及び家族等が不利益を受けないよう配慮する。

8 その他医療安全の推進のために必要な基本方針

医療の安全管理を推進するため、随時「医療安全管理マニュアル」の見直しを図り、新しい情報を提供する。
また、高難度新規医療技術等の導入プロセス及び医薬品等の管理体制の強化を図り、患者に適正な医療を提供する。

福井大学医学部附属病院における 診療情報の提供に関する取扱要項

平成 28 年 7 月 28 日 病院長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、診療情報を積極的に提供することにより、医療提供者と患者等とが共同して疾病を克服し、両者の良好な信頼関係を築き、より質の高い開かれた医療を目指すため、福井大学医学部附属病院における診療情報の提供に関し必要な事項を定める。ただし、インフォームドコンセントの一環として担当医が診療情報を提供する場合は対象外とする。

(診療情報の範囲)

第 2 条 提供する診療情報の範囲は、福井大学医学部附属病院における診療録の取扱要項(平成 25 年 3 月 28 日 病院長裁定)に定める診療録及びエックス線写真等とする。
ただし、他の医療機関からの紹介状等は除くものとする。

(対象者)

第 3 条 診療情報提供の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者が未成年者である場合は、法定代理人。ただし、満 15 歳以上の未成年者については、患者の同意を必要とし、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 患者が成人であっても合理的判断ができない状態又は診療録等を閲覧できない容態にある場合は、法定代理人又は実質的に患者のケアを行っている親族若しくはそれに準じる者。
- (4) 患者本人が死亡している場合は、配偶者、子、父母(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)

(提供しないことができる診療情報)

第 4 条 提供しないことができる診療情報は、次のとおりとする。

- (1) 診療情報の提供が、第三者の利益を害する恐れがあると考えられる場合
- (2) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあると考えられる場合

(申請)

第 5 条 診療情報の提供を受けようとする者は、病院長が別に定める申請書により申請するものとする。

2 申請書は病院部医療支援課に提出するものとする。

3 郵送による申請は不可とする。

(提供の判断)

第 6 条 診療情報提供の適否は、病院長が関連する診療科の医療従事者等から意見を聴取して判断するものとする。

2 病院長は必要に応じて、診療情報提供の適否を福井大学医学部附属病院診療情報提供委員会に 諮問することができる。

3 病院長は、申請を受けた日から原則として 15 日以内に診療情報の適否を判断するものとする。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

(提供の方法)

第 7 条 診療情報の提供は、閲覧を原則とし、請求に基づき謄写の交付ができるものとするが、診療録に代わるサマリー等の客観的文書を作成して交付することも可能とする。

2 閲覧には原則として担当医が立ち会い、必要に応じて説明する。
ただし、担当医の立ち会いが 困難な場合は、当該担当医の所属する診療科の医師が立ち会うものとする。

(提供の場所)

第 8 条 診療情報を提供する場所は、病院長が指定するものとする。

(費用)

第 9 条 診療情報提供の謄写に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(その他)

第 10 条 この取扱要項に基づく事務処理は、福井大学医学部附属病院における診療情報の提供に関する取扱要項の運用について(平成 28 年病院長裁定)により処理するものとする。

附則

この要項は、平成 28 年 7 月 28 日から施行する。

患者さんの個人情報について

当院では、取得した患者さんの貴重な個人情報を含む記録を、医療機関としてだけでなく、教育研究機関としての目的にも利用させていただきたいと思っておりますので、患者さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 患者さんの個人情報は、各種法令に基づいた院内規程を守ったうえで次の目的に利用されます。これらの中で疑問がある場合は、お申し出ください。

(1) 当院での利用

患者さんがお受けになる医療サービス
病室・ベッド・食事等の名札作成
入院患者さんの病棟案内
医療保険事務(医療・労災・自賠責保険、公費負担医療に関する診療請求等)
患者さんに関する管理運営業務
(入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故の報告、医療サービスの向上)
医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

(2) 当院及び福井大学での利用

(この利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力します。)

医学系教育

症例に基づく研究(症例検討会及び学会等を含む。)

研究活動を実施する際に、実施に関する法令や倫理指針、関係団体等のガイドライン等が定められている場合は、それに沿って誠実に遂行いたします。
外部監査機関等への提供

(3) 他の事業者等への情報提供

他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
公費負担関係(医療助成を含む。)に関する照会等への回答
患者の皆様の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
検体検査業務の委託、患者搬送業務の委託その他の業務委託
患者の皆様の家族への病状説明(原則として、患者の皆様にご説明後、患者の皆様のご了承を得て行います。)
医療保険事務(保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出)
審査支払機関又は保険者からの照会への回答 審査機関又は保険者への照会
関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
関係法令等に基づく事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における事業者等へのその結果通知
医事賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

2. 患者さんの個人情報を 1. の利用目的以外に利用する場合は、書面により患者の皆様のご同意をいただくことといたします。

3. 患者さんの個人情報については、次の権利があります。

(1) 個人情報の開示請求権について

- 1 患者さんは所定の手続きの上、自己の個人情報の開示を請求することができます。なお、この開示請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
- 2 患者さんが個人情報の開示を請求する場合は、福井大学が定めた手数料を納めていただきます。

(2) 個人情報の訂正請求権について

患者さんは、自己の個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に、所定の手続きの上、個人情報の訂正を請求することができます。
なお、この訂正請求には必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。

(3) 個人情報の利用停止等請求権について

- 患者さんは、自己の個人情報に、次のいずれかの理由があるときは、所定の手続きの上、個人情報の利用の停止又は消去及び提供の停止を請求することができます。
- 1 個人情報が当院の利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱っていること及び偽りその他不正の手段により個人情報が取得されたものであるという理由の場合は、個人情報の利用の停止又は消去を請求できます。
 - 2 個人情報が法令の定める範囲を超えて、あらかじめ患者さんの同意を得ないで第三者に提供されているという理由の場合は、個人情報の提供の停止を請求することができます。

(4) 異議申立てについて

患者さんは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について不服がある場合は、当院に対して、異議申し立てをすることができます。

4. 個人情報に関する詳細説明及び苦情受付等については、次のとおりです。

(1) 個人情報に関する詳細説明について

個人情報の請求権等に関する詳細な内容の照会や疑問等については総務部総務課(電話 0776-27-8936)にお問い合わせ願います。

(2) 苦情処理等について

当院の患者さんの個人情報の取扱い等に関しまして、苦情やご意見がありましたら、病院部医療支援課(電話 0776-61-8447)又は患者総合支援センター患者相談窓口までお寄せください。
当院では、これら寄せられました苦情等について、適切かつ迅速な処理に努めてまいります。

医師等の負担軽減及び 処遇改善の取り組み

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取り組み内容

(1) タスクフティングの推進

- ・看護師による静脈採血及び院内基準に基づく静脈注射の継続的な実施
- ・患者総合支援センターでの看護師による入院支援、術前検査説明
- ・薬剤師による服薬指導
- ・看護師による特定行為（呼吸器関連、カテーテル管理、動脈採血及び術中麻酔領域）の実践

(2) ドクタークラークの活用

- ・各病棟に1名配置し、診断書の作成、電子カルテの代行入力、DPC 管理的及び返書管理等業務の実施

(3) 短時間正規雇用の医師の活用

- ・特命職員の短時間雇用制度の導入に伴い、本院における女性医師の短時間雇用が可能

(4) 保育施設の充実

- ・定員は30名で、定員の範囲内で一時保育を実施。
- ・通常の開所時間に加えて延長保育、週2回の夜間保育、休日（土・日・祝日）

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取り組み内容

(1) フロアアシスタントの配置

- ・病棟及び手術部に1名配置し、検査結果入力、伝票整理、検査予約管理、入院退院時患者対応

(2) 看護業務の軽減の検討

- ・看護補助者に対する早出・遅出等の勤務者の拡大
- ・看護補助者による配膳・下膳・ケアセット回収や看護用具の洗浄等業務
- ・ボランティアによる受診手続きの説明、受診科への案内及び車椅子の介助等
- ・部署を超えた看護助手間での応援体制の確立
- ・夜間の看護補助者（ナイトアシスタント）の受入れを開始

臨床研修病院について

本院は、厚生労働省の指定を受けた臨床研修病院です。
臨床研修は、患者様を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、医師免許取得後2年間の研修が義務付けられています。
本院では、指導医の監督のもと、研修医が患者様の診察をさせていただく場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
なお、より良い医師を育成するためにご意見等がございましたら、患者相談窓口までお寄せください。

医学生等の医療研修について

優れた医師を育てるためには、医学生の時から診療現場での研修が重要との考え方に基づき、平成19年度から全国共通の実技試験に合格した医学生を医師の指導・監督の下で診療に参加させる研修制度が導入され、当院でも実施しています。
この診療研修は、患者さん並びにご家族のご了解を得て実施するものであり、医学生の診療参加が不都合な場合は、お申し出ください。なお、そのことによって患者さんに不利益が生じることはありません。福井県内全域に優れた医師を派遣するためにも、医学生の医療研修にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

歯科口腔外科を受診される 患者の皆さまへ

地域歯科診療支援病院歯科初診科

当院では歯科外来診療に係る院内感染防止対策について、以下の通り取り組んでいます。
・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を定期的に受講している常勤の歯科医師を含む複数名の歯科医師、及び歯科衛生士を配置しております。
・職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。
・歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置しています。
歯科外来診療における院内感染防止対策につき体制を整備しています。
（口腔内で使用する歯科医療機器などについて患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄滅菌処理を徹底するなど院内感染防止対策を実施）
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という）の患者又はそれらの疑似症患者に対して歯科外来診療が可能な体制を確保しています。
・新型インフルエンザ等感染症等に係る歯科外来部門の事業継続計画を策定しています。
・当該地域において歯科医療を担当する別の保険医療機関から新型インフルエンザ等感染症等の患者又はそれらの疑似症患者を受け入れるため、当該別の保険医療機関との連携体制を確保しています。

歯科外来診療医療安全対策加算2

当院では歯科外来診療に係る医療安全対策について、以下の通り取り組んでいます。
・医療安全対策に係る研修（偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に関する研修）を修了した常勤の歯科医師を含む複数名の歯科医師、及び歯科衛生士を配置しております。
・医療安全、医薬品業務手順等、医療安全対策に関わる指針を策定しております。歯科の外来診療部門に医療安全管理者を配置しています。
・安心して安全な歯科医療環境を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・機器を有しています。
※自動体外式除細動器（AED）、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット等
・緊急時に対応できるよう、院内内科診療科と連携しております。

有床義歯修理について

当院では、歯科技工加算を採用しております。常勤の歯科技工士がおり、患者さんの求めに応じて迅速に有床義歯の修理を行う体制を常時整備しております。有床義歯の修理を希望される方は、お気軽にお声掛けください。

歯科技工士連携加算

当院では、専任の歯科技工士を配置しております。
歯科技工士名：平田 耕平
また、以下の歯科技工所と連携できる体制を構築しております。
連携している歯科技工所名：和田精密歯研株式会社 福井ラボ
歯科技工士名：佐々木 慎一

電子的診療情報連携体制整備加算及び 電子的歯科診療情報連携体制整備加算

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を行っています。
- マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

電子カルテ遠隔バックアップ

本院は災害等非常時に備え、国立大学病院医療情報システムデータの遠隔バックアッププロジェクト（参加全国49施設）に参加しており、電子カルテシステムに記録した患者さんの診療情報の一部を、厳しく管理された複数の国内のデータセンターに外部保管しています。
これにより大災害時でも、患者さんの同意等があれば、保管された診療情報を他医療機関で参照することができます。
大災害時に備えて患者さんの大切な診療情報を守るため、国立大学病院が共同で進めているプロジェクトですので、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

患者さんの権利

福井大学医学部附属病院において診療を受ける患者さんが、以下に述べる権利を持つことを宣言します。

1. 安全で良質な治療を公平に受ける権利
どのような病気でも、個人の人種、信条、性別、社会的地位などに差別されることなく、安全で良質な治療を公平に受ける権利があります。
2. 十分な説明と情報提供を受ける権利
ご自身の病気、病状、治療や検査、予測される結果について、理解と納得ができるまで十分な説明と情報を得る権利があります。
また、他の医療機関の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。
3. 自らの意思で選択する権利
十分な説明を受け納得したうえで、自らの意思で治療方法を選択、あるいは拒否する権利があります。
4. プライバシー（個人情報）が守られる権利
プライバシー（個人情報）の保護を受ける権利があります。
5. 臨床研究に参加、拒否する権利
本院は教育・研究病院であるため、患者さんに教育あるいは臨床研究にご協力願う場合があります。
自らの意思で参加 不参加中止することができる権利があります。

入院しているこどもたちの権利

福井大学医学部附属病院において入院して治療を受けているこどもたちが、以下に述べる権利を持つことを宣言します。

1. 自分の名前で呼ばれる権利
2. いつも笑顔で接してもらえる権利
3. 思いやりのある適切な医療を速やかに受ける権利
4. 医師、看護師をはじめ、自分に係るすべての人たちの名前を知る権利
5. いつも清潔で、心地よい環境の中で、可能な限り制約のない時を過ごす権利
6. つらいことや痛いことをする時には事前に説明を受ける権利
7. 自分がつらい時に、大声で泣いたり、叫んだり、嫌だと訴える権利
8. 医学的に可能な限り自分の受ける医療を自分で選択する権利
9. 自分の体に起きていることを、自分にわかる言葉で、理解できるように説明を受け、分からないことを質問する権利
10. 自分の病気について守秘義務が守られている権利